

港湾部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

港湾部の所管に属する平成27年4月1日から平成28年2月29日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

平成28年4月15日から同年6月30日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表1）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講ぜられたい。
なお、予算流用措置については、やむをえないものと認められた。

(1) 予算の執行に関する事務

ア 有料道路通行料として支出した資金前渡金について、その一部の使途が有料道路通行料以外となっていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(港湾総務課)

イ 出張命令書の旅費額等の欄が消せるボールペンにより記入されているものがあつた。改ざんは認められなかったものの、消せるボールペンによる筆跡は保管状況の変化(室温の変化)によって意図せず退色するおそれもあることから、そのような筆記具を使用することは適切でない。今後は容易に改ざんが可能なものでの記載が無いよう事務処理の改善、徹底を図られたい。

(港湾建設課)

(2) 収入に関する事務

ア 港湾施設占用料の徴収にあたり、設定された納期限が横須賀港港湾施設使用条例の規定に適合していないものがあつたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(港湾総務課)

イ 給電施設使用料について、減免手続をとらずに横須賀港港湾施設使用条例に規定された使用料単価よりも低い単価を適用しているものがあつたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(港湾総務課)

(3) 支出に関する事務

旅費の支出において、算定時における錯誤により支給不足が生じていた。必要な措置を講ずるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(港湾建設課)

(4) 契約に関する事務

工事請負変更契約書において市長印の押印漏れがあつた。契約事務主管課での事務処理上の遺漏であつたと思われるが、工事主管課においても確認を徹底するよう改められたい。

(港湾建設課)

(別表1)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
平成27年度北下浦 漁港海岸4号離岸 堤築造工事 (港湾建設課)	100,552,067円	平成27年9月7日	平成27年9月7日 ～ 平成28年3月15日
平成27年度浦賀地 区遊歩道整備工事 (港湾建設課)	88,519,978円	平成27年10月5日	平成27年10月5日 ～ 平成28年3月15日
平成27年度佐島漁 港(本港地区)佐 島2号岸壁機能保 全工事 (港湾建設課)	16,023,524円	平成27年12月11日	平成27年12月11日 ～ 平成28年3月4日